

金沢市西部環境エネルギーセンター

基幹的設備改良工事に係る発注支援業務

仕様書

令和8年

金沢市

第1章 一般事項

1. 目的

本業務は、金沢市西部環境エネルギーセンターの延命化を図り、将来にわたり施設を適切かつ経済的に稼働させるため、循環型社会形成推進交付金制度を利用した基幹的設備改良工事を実施するにあたり、工事用発注図書を作成することを目的とする。

2. 業務名

金沢市西部環境エネルギーセンター基幹的設備改良工事に係る発注支援業務

3. 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4. 対象施設及び場所

金沢市西部環境エネルギーセンター 金沢市東力町ハ3番地1

5. 施設の概要

- | | | | |
|-----------|-------------------------|---------------------------|----------------|
| (1) 施設名称 | 金沢市西部環境エネルギーセンター | | |
| (2) 施設所管 | 金沢市 | | |
| (3) 所在地 | 石川県金沢市東力町ハ3番地1 | | |
| (4) 面積 | 敷地面積 | 10,020 | m ² |
| | 建築面積 | 4,746.22 | m ² |
| | 延床面積 | 14,779 | m ² |
| (5) 施設規模 | 340 t/24h (170t/24h×2炉) | | |
| (6) 建設年度 | 着工 | 平成21年3月 | |
| | 竣工 | 平成24年3月 | |
| | 稼働 | 平成24年4月 | |
| (7) 設計・施工 | 株式会社タクマ | | |
| (8) 施設建設費 | 12,863,500,000円(本体) | | |
| | 45,694,900円(外構、植栽、門扉) | | |
| (9) 処理方式 | 連続燃焼式ストーカ式 焼却炉 | | |
| | ごみ受入設備 | 全自動計量方式
(下水汚泥受入供給設備含む) | |

供給設備	ピット&クレーン方式
焼却設備	ストーカ方式
ガス冷却設備	廃熱ボイラー+減温塔方式
排ガス処理設備	ろ過式集じん方式、乾式有害ガス除去方式、 乾式触媒方式
通風設備	平衡通風方式
余熱利用設備	蒸気タービン (7,000kW)、場内給湯、場外熱供給
燃渣処理設備	ピット&クレーン方式
ダスト処理設備	薬剤処理、ピット&クレーン方式
給排水処理設備	ボイラー水 上水純水化方式 プラント水 井水軟化方式 排水 無機・有機別ライン処理（薬剤処理）、 下水道放流、ごみ汚水高温酸化処理方式 (炉内噴霧)
電気・計装設備	系統連系特別高圧受電、ディーゼル発電機、 中央集中監視操作システム

6. 業務範囲

本業務の範囲は、金沢市西部環境エネルギーセンター基幹的設備改良工事に係る発注図書を作成するものである。

7. 仕様書の適用

本業務は、本仕様書に従い実施することとする。なお、本仕様書に定めのないもので業務上必要と思われる事項については、発注者と協議の上これを定める。

8. 関係法令の遵守

本業務を実施するに際し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律をはじめ関連する法令、規格等を遵守すること。

9. 使用する主なマニュアル、通知及び図書

次に示す主なマニュアル、通知及び図書等を遵守して本業務を実施する。

- ・ 廃棄物処理施設の基幹的設備改良マニュアル 環境省
- ・ 廃棄物処理施設整備事業にかかる費用対効果分析について 厚生省
- ・ その他、発注者が必要と認める図書等

10. 中立性の確保と秘密保持

受託者は、コンサルタントとして中立性を確保するとともに、業務上知り得た秘密事項を第三者に漏らしてはならない。

11. 資格等

受託者は、次に掲げる要件のすべてを満たしている者とする。

- (1) 金沢市の令和8年度役務等の入札参加資格において、土木関係コンサルタントの参加資格を有すること。
- (2) 国土交通省の建設コンサルタントの事業登録（廃棄物部門）を受けていること。
- (3) 平成28年度から令和7年度までに、国又は地方公共団体が発注するごみ焼却施設の長寿命化事業（基幹的設備改良工事）における発注支援業務（発注図書作成業務を含む。以下、「発注支援業務」という。）を元請けとして受託し、完了した実績を有すること。
- (4) 焼却量170t/日以上焼却施設の発注支援業務の受注実績を有すること。

12. 管理技術者等

受託者は、下記に示す技術者を配置すること。

(1) 管理技術者

管理技術者は、下記の要件を全て満たす者とする。

- ① 技術士法（昭和58年法律第25条）による技術士（衛生工学部門：廃棄物・資源循環〔旧廃棄物管理、旧廃棄物処理又は旧廃棄物管理計画を含む〕）又はRCCM（廃棄物部門）の資格を有する者。
- ② 本業務と同種業務を過去10年以内（平成28年度から令和7年度の受注業務）に1件以上、管理技術者として実施した経験を有する者。
- ③ 本業務受託者と直接的かつ恒常的な雇用関係（本業務契約時点で雇用契約が3ヶ月以上経過していること）にある者。

(2) 照査技術者

照査技術者は、下記の要件を全て満たす者とする。

- ① 技術士法（昭和58年法律第25条）による技術士（衛生工学部門：廃棄物・資源循環〔旧廃棄物管理、旧廃棄物処理又は旧廃棄物管理計画を含む〕）又はRCCM（廃棄物部門）の資格を有する者。
- ② 本業務受託者と直接的な雇用関係にある者。

なお、管理技術者と兼務は認めない。

(3) 担当技術者

担当技術者は、下記の要件を全て満たす者とする。

- ① 担当技術者として各部門に必要な技術的知識と十分な経験及び資格等を有する者。(例 建築担当、機械設備担当、電気計装設備担当、等)
- ② 本業務受託者と直接的な雇用関係にある者。

なお、監理技術者及び照査技術者と兼務は認めない。

1 3. 資料の貸与

本業務の履行上必要な資料の収集は、原則として受託者が行うこととするが、発注者が保有する資料等で業務履行上必要なものは貸与するものとする。ただし、資料の貸与は所定の手続きによるものとし、貸与した資料は業務完了後速やかに返却すること。

1 4. 打合せ及び議事録

受託者は打合せ及び協議の都度、その内容を記録した打合せ議事録を作成し、発注者に提出して承諾を受けなければならない。

1 5. 疑義の解釈

本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合、あるいは特に記載のない事項については、発注者と受託者とが協議して定める。

1 6. 業務の完了

この仕様書に記載された提出書類を発注者に提出し承諾後、検査員の完了検査終了をもって完了とする。

1 7. 書類の提出

本業務の着手及び完了にあたっては、次の書類を提出すること。

- | | | | |
|---------|----------|------|-----------|
| (1) 着手時 | ①着手届 | ②工程表 | ③管理技術者選任届 |
| (2) 完了時 | ①業務委託完了届 | ②請求書 | |

1 8. 成果品

成果品として以下のものを納品すること。

- (1) 金沢市西部環境エネルギーセンター基幹的設備改良工事発注図書

- | | |
|-------------|------------------------|
| ①見積仕様書 | ②見積設計図書審査結果報告書 |
| ③発注仕様書 | ④CO ₂ 削減計算書 |
| ⑤費用対効果分析結果書 | |

(ファイル綴じ) A4判

5部

(2) 同上 電子データ(PDF形式、Word、Excel形式) (CD-R)

1式

19. 業務の契約不適合

受託者は、業務委託が完了し成果品を引き渡した後においても、当該成果品に誤り等の契約不適合があった場合は、速やかにこれを修正しなければならない。

20. その他

- (1) 業務の実施にあたり、使用した計算根拠、資料等は明確にしておくこと。
- (2) 現場調査を行う際は労働安全衛生関係法令を遵守し、事故の防止に努めること。

第2章 特記事項

本業務の実施に当たっては、「廃棄物処理施設の基幹的設備改良マニュアル第Ⅰ編 ごみ焼却施設(令和3年4月改訂 環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課)」、「廃棄物処理施設整備に係る費用対効果分析について(平成12年3月12日付第18号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知)」及び、「金沢市西部環境エネルギーセンター長寿命化総合計画(以下、「長寿命化総合計画」という。)」によるものとする。

また、本施設を設計・施工した株式会社タクマと十分に協議・調整を行い、本業務の遂行に必要な性能水準関連や概算事業費等を取得し検討を行うこと。

1. 見積仕様書の作成

見積仕様書は作成後速やかに提出すること。

(1) 仕様等の検討

工事内容の整理・検討及び設計・施工を行う上での条件並びに施設性能や仕様等を検討し、条件を明記した見積仕様書を作成すること。

(2) 見積仕様書作成期間

見積仕様書の作成は、プラントメーカーからの見積設計図書、見積書を徴収することを目的とし、見積設計を行うのに必要十分な期間を与えることを考慮して、作成期間を設定すること。

2. 見積設計図書等の審査

発注者が見積仕様書をプラントメーカーに提示し、見積設計図書及び見積書の徴収を行う。

受託者は、プラントメーカーが作成した見積設計図書の内容が、提示した見積仕様書の要求水準を十分満足しているか、必要な工事内容が記載されているか等について検討し、必要に応じて改善指示を行うこと。

(1) 総則の審査

見積設計図書の総則の記載内容が見積仕様書で求める発注者の要求内容を満足しているか審査すること。

(2) 工事内容及び設計計算書の審査

プラントメーカーから提示された工事内容及び設計計算書の内容を確認し、発注者の要求する工事内容を満足する計画になっているか審査すること。

(3) 工事計画の審査

プラントメーカーから提示された工事図面、工事工程、工事方法等の計画が実現可能なものであるか審査すること。

(4) 検討結果の報告及び改善指示

審査結果を発注者に報告するとともに、必要に応じてプラントメーカーへの改善指示をまとめる。また、改善指示に対するプラントメーカーの対応が適切であることを確認し、発注者に報告すること。

(5) 見積設計図書の審査時期

見積設計図書及び見積書の審査結果は、令和8年9月末までに報告書にまとめ、提出すること。

3. 発注仕様書の作成

(1) 見積設計図書審査結果の反映

発注仕様書の作成にあたっては、見積設計図書の審査結果を反映させること。

(2) CO₂削減計算書の作成

発注仕様書の仕様に基づき、基幹的設備等改良工事を実施した場合のCO₂削減率を算出すること。

4. 費用対効果分析結果書の作成

プラントメーカーから徴収した見積設計図書を基に費用対効果分析結果書を作成すること。費用対効果分析は、「廃棄物処理施設整備事業に係る費用対効果分析について（平成12年3月10日付第18号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知）」に基づいて行うこと。

(1) 費用対効果分析の対象期間

費用対効果分析の対象期間は、長寿命化総合計画に基づき設定すること。

(2) 費用便益費比較

基幹的設備改良工事の結果得られる効果を貨幣化し、費用便益費（B/C）比較を行うこと。また、貨幣化の考え方を整理し、根拠資料としてまとめること。